

平成 19 年 1 月 26 日
企業会計基準委員会

企業会計基準適用指針公開草案第 22 号

「一定の特別目的会社の開示に関する適用指針(案)」 の公表

コメントの募集

企業会計審議会から公表されている「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」(以下「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」という。)三では、一定の要件を満たす特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者等の子会社に該当しないものと推定するとしております。しかしながら、この取扱いについては、近時、特別目的会社を利用した取引が急拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかという指摘があります。子会社の範囲について、議決権の所有割合以外の要素を加味した支配力基準を導入した「連結財務諸表原則」(以下「連結原則」という。)において、どのような特別目的会社であれば出資者等の子会社に該当しないものと推定されるのかについては、さまざまな意見や見方があり、また、特別目的会社の連結については国際的にも議論されている問題であることなどから、企業会計基準委員会(以下「当委員会」という。)は、今後、この取扱いについて検討することとしております。一方、当面の対応として、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社(開示対象特別目的会社)については、その概要や取引金額等の開示を行うことが有用であると考えられることから、その指針について検討を行ってまいりました。

今般、平成 19 年 1 月 23 日の第 121 回企業会計基準委員会において、標記の適用指針の公開草案(以下「本公開草案」という。)の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 19 年 2 月 26 日(月)までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電 子 メ ー ル : spe-kaiji@asb.or.jp

フ ァ ク シ ミ リ : 03-5510-2717

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、本公開草案を要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みください。よろしくお願いいたします。

■目 的

企業会計審議会から、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」及び改訂された連結原則が平成 9 年 6 月に公表され、また、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱いが平成 10 年 10 月に公表されている。本適用指針は、これらを踏まえて、一定の特別目的会社の開示に関する指針を定めるものである。

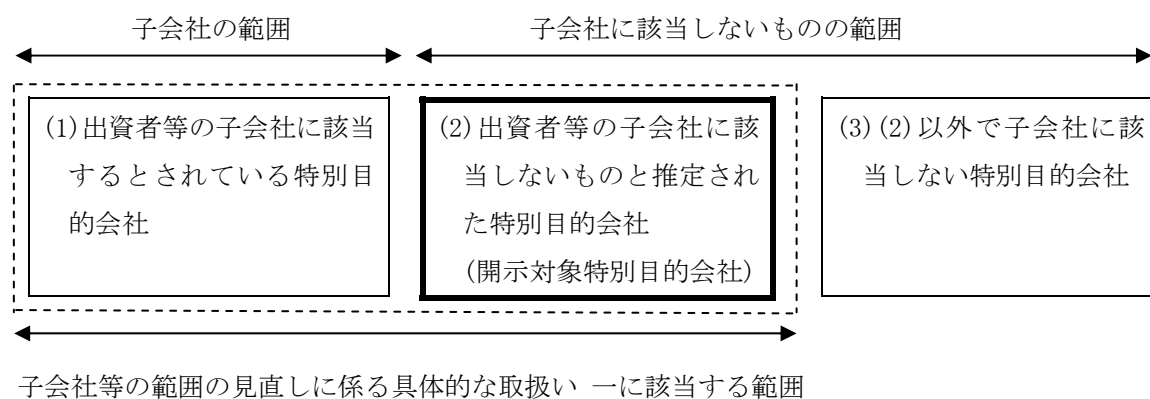
■開 示

連結財務諸表に注記しなければならない「連結の範囲等」（連結原則 第七 1）及び「その他の重要な事項」（連結原則 第七 5）には、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い 三により、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（以下「開示対象特別目的会社」という。）に関する次の事項を含む。

- (1) 開示対象特別目的会社を利用した取引の概要及び開示対象特別目的会社の概要
- (2) 開示対象特別目的会社との取引金額等

これらの事項を注記するにあたっては、類似の取引形態や対象資産等ごとに適切に集約して、概括的に記載する。また、注記を行う重要性の判断にあたっては、当該集約された単位ごとに行うことが適当である。

なお、開示対象特別目的会社（図の(2)）と子会社の範囲との関係については、次のとおりである。



■適用時期

本適用指針は、平成 19 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度（当該連結会計年度を構成する中間連結会計期間を含む。）から適用する。ただし、平成 19 年 4 月 1 日前に開始する連結会計年度から適用することができる。

以 上